

介護老人保健施設津山ナーシングホーム 重要事項説明書および負担説明書

介護老人保健施設重要事項説明書	P.2
介護老人保健施設負担説明書	P.7
（介護予防）短期入所療養介護重要事項説明書	P.12
（介護予防）短期入所療養介護負担説明書	P.17
（介護予防）通所リハビリテーション重要事項説明書	P.21
（介護予防）通所リハビリテーション負担説明書	P.25
日常生活品について	P.30
個人情報の利用目的	P.31
個人情報保護に対する基本方針	P.32
入所までの流れ	P.33

介護老人保健施設津山ナーシングホーム 入所利用重要事項説明書
〈令和7年5月1日現在〉

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設津山ナーシングホーム
・開所年月日	平成 8年11月 1日
・所在地	岡山県津山市野介代1656-1
・電話番号	0868-31-7111
・ファックス番号	0868-31-1780

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設津山ナーシングホームの運営方針]

- 1、当施設は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて医学的管理の下における看護、介護、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2、当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。
- 3、当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）その他、保健医療サービス並びに福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次の通りです。

① 管理者	1人
② 医師	1人以上
③ 看護職員	8. 8人以上
④ 介護職員	22人以上
⑤ 支援相談員	2人以上
⑥ 理学療法士・作業療法士	1人以上
⑦ 管理栄養士・栄養士	2人以上
⑧ 介護支援専門員	1人以上
⑨ 調理員	4人以上
⑩ 事務員	1人以上

(4) 入所定員等

- ・定員92名（うち認知症専門棟 50名）
- ・療養室 個室11室、2人部屋1室、3人部屋1室、4人部屋19室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案、作成、交付、実施
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時45分～
昼食 11時40分～
夕食 17時20分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は週に最低2回ご利用していただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護（褥瘡が発生しないように適切に対応します。）
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ リハビリテーション実施計画の作成・実施
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理
- ⑩ 行政手続の援助
- ⑪ 理美容サービス（外部業者が実施）
- ⑫ その他必要なサービス

3. 利用料金

- (1) 別紙の利用者負担説明書、日常生活費説明書及び利用料金表のとおりとなります。
- (2) 支払方法
 - ・毎月10日に、前月分の請求書を発行します。
 - ・お支払い方法は、口座振込、口座振替（中国銀行またはゆうちょ銀行）のみとなります。利用開始時にお選びください。
- (3) 領収書
 - ・領収書は、口座振込および口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封してお送りします。
 - ・確定申告時に一部が医療費控除の対象となりますので、紛失しないように保管しておいて下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

なお、協力医療機関と定期的に入所者の病状が急変した場合等の対応について確認します。その際、入所者の氏名や病状等の情報を使用します。

- ・協力医療機関①
名称 医療法人平野同仁会 総合病院津山第一病院
住所 岡山県津山市中島438
- 協力医療機関②
名称 一般財団法人津山慈風会 津山中央病院
住所 岡山県津山市川崎1756
- 協力医療機関③
名称 一般財団法人江原積善会 積善病院
住所 岡山県津山市一方140
- ・協力歯科医療機関
名称 あさひ歯科クリニック
住所 岡山県津山市高野本郷2435-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会
直接面会、WEB面会を実施しています。頻度は利用者1名につき、2週間に1回とします。あらかじめ予約をお願いします。なお、感染症の流行によって、面会方法等を変更する場合があります。
- ・ 外出・外泊
在宅復帰を目標に積極的に外出及び外泊をお願い致します。在宅での生活に不安がある場合は施設職員に何なりとご相談ください。外出及び外泊される場合は、予め所定の用紙にて届け出て下さい。なお、外出外泊される場合の施設送迎は行っておりません。
- ・ 飲酒・喫煙
飲酒は施設が提供する以外、原則として禁酒となっています。喫煙については、定められた場所以外禁煙となっております。
- ・ 火気の取扱い
禁止となっています。
- ・ 設備・備品の利用
施設内の設備・備品は自由に使用してもよろしいですが、予め職員に届け出た上で、職員の指示に従って使用してください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
衣類・生活用品（身の回りの物）等は持参してください。個人用のテレビ、ラジオ、電気毛布等の電気製品については別途相談に応じます。
- ・ 金銭・貴重品の管理
原則として金銭・貴重品の管理・保管は施設で行っていませんので、利用者等で管理してください。できる限り貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。
なお、やむを得ない場合はご相談ください。
- ・ 外泊時等の施設外での受診
外泊時等であっても、受診には施設医師の紹介状が必要となりますので、当施設にご連絡の上、受診してください。なお、緊急の場合等はこの限りではありません。
- ・ 宗教活動
ご遠慮ください。
- ・ ペットの持ち込み
ご遠慮ください。

6. 非常災害対策

非常災害等の発生に関する具体的な計画及び定期的な訓練を行うとともに、災害発生時に備えて関係機関との連携方法等の整備を行います。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報装置、防火用水、避難階段、非常口、誘導灯、誘導標識
- ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（内1回は夜間想定訓練）
- ・ 利用者を含めた総合避難訓練 年1回
- ・ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

7. 事故発生時の対応及び防止

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。また、採った措置については記録をします。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。その際には、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び利用者に係る居宅介護支援事業所並びに関係市町村、また保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

また、事故再発を防ぐために事故の原因を分析し、改善策を職員に周知徹底します。ヒヤリ・ハット事例の記録を行い、事故対策委員会を中心に事故防止の対策を行います。

8. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合と医師・施設管理者が判断した場合は、ご家族へ説明をし、同意を頂いた上で身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身体的拘束等の理由、方法、時間、身体状況等を記録し、解除に向けて継続的な検討を行います。

9. 高齢者虐待防止

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための委員会の開催とその結果の周知徹底

(2) 従業者に対する継続的な研修を実施

(3) 高齢者虐待防止に関する指針を整備と定期的な見直し

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 (1) から (4) の措置を適切に実施するための担当者（委員長）を置きます

3 当施設は、サービスの提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

10. 感染症対策等

医師、看護職員、感染症対策委員会等を中心に他職種協働にて施設内における感染症及び食中毒等の発生を防止するよう努め、職員の研修を行います。万が一感染症等が発生した場合は、手順に従って関係機関との連携の上、迅速に対応します。

また、感染症等の蔓延防止のため、利用者への面会を一時的にお断りさせていただく場合があります。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0868-31-7111）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所前に備えつけられた「ご意見箱（つぶやき）」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

【その他の相談窓口】

- ・津山市役所 高齢介護課 津山市山北 520 0868-32-2070
- ・岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 岡山市北区桑田町 17-5 086-223-8811

13. その他 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設津山ナーシングホーム入所利用者負担説明書

1. 介護老人保健施設の基本料金

①施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって、利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

なお、2割負担および3割負担の方は、下記の加算等にそれぞれ2または3を乗じた額となります。

介護保健施設サービス費（I）（日額）

㊦介護保健施設サービス費（i）〈従来型個室〉【基本型】

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

㊧介護保健施設サービス費（ii）〈従来型個室〉【在宅強化型】

・要介護1	788円
・要介護2	863円
・要介護3	928円
・要介護4	985円
・要介護5	1,040円

㊨介護保健施設サービス費（iii）〈多床室〉【基本型】

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1,012円

㊩介護保健施設サービス費（iv）〈多床室〉【在宅強化型】

・要介護1	871円
・要介護2	947円
・要介護3	1,014円
・要介護4	1,072円
・要介護5	1,125円

②在宅復帰・在宅療養支援の算定式を満たした上で、地域における貢献活動を行うなど、一定の基準を満たした場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）51円（日額）を算定します。

③入所後30日間に限って、上記施設サービス費1日につき初期加算が加算されます。

初期加算（I）	60円（日額）
初期加算（II）	30円（日額）

④入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意して、その処方方針に従って減薬した場合は、1回を限度として退所日に下記の加算を算定します。（※）

かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）イ	140円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（II）ロ	70円

⑤外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。ただ

し、外泊の初日と施設に戻られた日は入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
 (1月に6日を限度として算定します。)

⑥在宅復帰を想定して外泊時に在宅サービスを利用した場合は、外泊時費用として800円となります。

⑦入所日から起算して3月以内の期間に、集中的にリハビリテーションを実施した場合は、下記の料金が加算されます。

・短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	258円 (日額)
短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	200円 (日額)
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240円 (日額)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	120円 (日額)

⑧リハビリテーションの実施について、必要な情報を活用して見直しを行い、また、必要な情報を厚生労働省に提供した場合に算定します。(※)

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	53円 (月額)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	33円 (月額)

⑨夜勤職員配置加算 24円 (日額)

⑩利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。緊急時治療管理 511円 (日額)

⑪利用者の肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、1月に7日 (IIについては10日) を限度として加算が算定されます。

所定疾患施設療養費 (I)	239円 (日額)
所定疾患施設療養費 (II)	480円 (日額)

⑫褥瘡の管理 (リスクの評価や褥瘡ケア計画の作成および実施等) を継続的に行った場合に算定します。(※)

褥瘡マネジメント加算 (I)	3円 (月額)
褥瘡マネジメント加算 (II)	13円 (月額)

⑬排泄障害等のため排泄に介護を要する者に対して、継続して入所者ごとの排泄支援を行った場合に算定します。(※)

排せつ支援加算 (I)	10円 (月額)
排せつ支援加算 (II)	15円 (月額)
排せつ支援加算 (III)	20円 (月額)

⑭自立支援のために必要な医学的評価による支援計画を作成し、継続的に自立支援を行った場合に、自立支援促進加算として、300円 (月額) を算定します。(※)

⑮入所者ごとの心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、その他の情報を活用しながらサービスを提供した場合に算定します。(※)

科学的介護推進体制加算 (I)	40円 (月額)
科学的介護推進体制加算 (II)	60円 (月額)

⑯退所後生活する居宅を入所前後に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、入所中1回を限度として算定します。

入所前後訪問指導加算 (I)	450円
----------------	------

上記に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 入所前後訪問指導加算 (II) 480円

⑰退所時等に必要な支援を行った場合は、下記の加算が算定されます。

・試行的退所時指導加算	400円
・入所者の退所に際し、利用者の主治医、居宅介護支援事業所、または社会福祉施設や医療機関等対し、利用者の必要な情報 (心身の状況、生活歴等) を提供した場合	
退所時情報提供加算 (I)	500円
退所時情報提供加算 (II)	250円

- ・ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し情報提供、サービス調整を行った場合
 - 入退所前後連携加算（Ⅰ） 600円
 - 入退所前後連携加算（Ⅱ） 400円
- ・ 退所後、訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに指示書を交付した場合 300円
- ・ 特別食を必要とする入所者または低栄養状態の入所者が退所した場合、退所先に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合
 - 退所時栄養情報連携加算 70円（回）
- ⑱認知症専門棟において認知症ケアを行った場合には、認知症ケア加算として1日につき76円が加算されます。
- ⑲日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる利用者が一定の割合を占める場合に、専門的な認知症ケアや研修の実施を行った場合に算定されます。
 - 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円（日額）
 - 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4円（日額）
- ⑳認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを提供した場合は、下記の加算を算定します。
 - 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150円（月額）
 - 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120円（月額）
- ㉑医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急的に入所された場合は、入所日から7日を限度に所定の加算が算定されます。
 - 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円（日額）
- ㉒若年性認知症利用者受入加算 120円（日額）
- ㉓協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催した場合は下記の加算を算定します。
 - 協力医療機関連携加算（Ⅰ） 100円（月額）〈令和6年度〉
50円（月額）〈令和7年度〉
 - 協力医療機関連携加算（Ⅱ） 5円（月額）
- ㉔施設内で提供する食事について、栄養管理等を行った場合、下記の料金が加減算されます。
 - ア、栄養管理について基準を満たさない場合 -14円（日額）
 - イ、再入所時栄養連携加算（1回を限度） 200円（回）
 - ウ、栄養マネジメント強化加算（※） 11円（日額）
 - エ、その他、必要に応じて加算される料金
 - 経口移行加算 28円（日額）
 - 経口維持加算（Ⅰ） 400円（月額）
 - 経口維持加算（Ⅱ） 100円（月額）
 - 療養食加算 6円（回）
- ㉕口腔ケアに関する取り組みを行った場合は下記の加算が算定されます。
 - 歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、口腔ケアについて、介護員に対し、具体的な技術的助言及び指導を受けた場合に算定します。
 - 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円（月額）
 - 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110円（月額）
- ㉖医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと判断された方について、ご家族の協力と同意を得てターミナルケアを行った場合は下記の加算が算定されます。
 - 死亡日以前31日以上45日以下 72円（日額）
 - 死亡日以前4日以上30日以下 160円（日額）
 - 死亡日以前2日又は3日 910円（日額）
 - 死亡日 1,900円（日額）
- ㉗身体拘束廃止（防止）について、必要な措置を講じていないと認められた場合は、所定の単位数から減算となります。
 - 身体拘束廃止未実施減算 -10%

- ⑳高齢者への虐待発見および再発防止についての措置を講じていなかった場合は、所定単位数から減算となります。
高齢者虐待防止措置未実施減算 - 1%
- ㉑感染症や災害の発生時において、入所者へのサービスを継続させるための業務継続計画が策定できていなかった場合、所定単位数から減算となります。
業務継続計画未実施減算 - 3%
- ㉒運営基準における介護事故の発生または再発を防止する措置が講じられていない場合
安全管理未実施減算 - 5円（日額）
- ㉓安全対策に関する講習を受講した安全対策担当者が、組織的に安全対策を実施する体制でサービスを提供した場合、入所時に限って安全対策体制加算20円が算定されます。
- ㉔サービス提供体制強化加算として下記のいずれかを算定します。
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円（日額）
（介護職員のうち介護福祉士が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上）
 - ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円（日額）
（介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上）
 - ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6円（日額）
（介護福祉士が50%以上、又は常勤職員75%以上、又は勤続年数7年以上が30%以上）
- ㉕協力医療機関との間で、新興感染症発生時の対応を行う体制を確保し、発生時には協力医療機関と連携し対応した場合に算定します。
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10円（月額）
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5円（月額）
- ㉖厚生労働省が定める感染症（現在該当する感染症なし）に感染した場合に、診療および入院調整を行う医療機関を確保した上で、施設内で適切に療養を行った場合に算定します。
新興感染症等施設療養費 240円（5日を限度）
- ㉗入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に算定します。
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100円（月額）
 - 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円（月額）
- ㉘介護職員等処遇改善加算として下記のいずれかの加算を算定します。
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数×75/1000に相当する単位数（月額）
 - ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数×71/1000に相当する単位数（月額）
 - ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数×54/1000に相当する単位数（月額）
 - ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数×44/1000に相当する単位数（月額）

（※）令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。名称を「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）」とする。

2、その他の料金

① 食費／1日 1, 730円（朝食370円/昼食680円/夕食680円）

※ ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

※ 外泊・外出等で食事のキャンセルがあっても、実際に調理にとりかかっている場合は所定の料金をいただきます。

② 居住費（療養室の利用料）（日額）

- ・従来型個室 1, 7 2 8 円
- ・多床室 4 3 7 円

※ ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

※ 外泊された場合の居住費については、1月に6日を限度として算定します。

- ③ 日常生活品費（別紙5のとおり） 実 費
- ④ 理美容代 実 費
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 予防接種代 実 費
インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン等を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 私物の洗濯代 6 0 0 円／回
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 電気代 7 7 円／日（税込）
個人の希望でテレビ、電気毛布等を持ち込まれる場合にお支払いいただきます。
電気製品を何台持ち込まれても同料金です。
- ⑧ 文書作成料 3, 3 0 0 円／通（税込）
各種証明書、診断書等の作成を依頼された場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 施設利用料領収書の再発行につきましては、1枚につき110円（税込）いただきます。
- ⑩ 施設内でお亡くなりになり、希望により死後の処置（エンゼルケア）を実施した場合は、11,000円（税込）の費用がかかります。

介護老人保健施設津山ナーシングホーム
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）重要事項説明書
〈令和7年5月1日現在〉

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 津山ナーシングホーム
・開所年月日	平成8年11月1日
・所在地	岡山県津山市野介代1656-1
・電話番号	0868-31-7111
・ファックス番号	0868-31-1780

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設津山ナーシングホームの運営方針]

- 1、当施設の従業者は、利用者がその有する能力に応じて可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、療養介護サービス計画に基づいて医学的管理の下における看護、介護、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、療養生活の質の向上及び家族の負担の軽減を目指す。
- 2、従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って療養介護サービスの提供に努める。
- 3、従業者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）その他、保健医療サービス並びに福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めると共に、関係市町村ともに連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、身元引受人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

(4) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次の通りです。

① 管理者	1人以上
② 医師	1人以上
③ 看護職員	8. 8人以上
④ 介護職員	22人以上
⑤ 支援相談員	2人以上
⑥ 理学療法士・作業療法士	1人以上
⑦ 管理栄養士・栄養士	2人以上
⑧ 介護支援専門員	1人以上
⑨ 調理員	4人以上
⑩ 事務員	1人以上

(5) 入所定員等 ・定員92名（うち認知症専門棟 50名）

・療養室 個室11室、2人部屋1室、3人部屋1室、4人部屋19室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案、作成、交付、実施
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時45分～
昼食 11時40分～
夕食 17時20分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は週に2回ご利用していただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護（褥瘡が発生しないように適切に対応します。）
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ リハビリテーション実施計画の作成、実施
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理
- ⑩ 送迎サービス
- ⑪ ご家族での送迎が困難な場合、次の市・町については、ご希望によりご家庭から施設への送迎サービスを行います。
津山市（旧阿波村を除く）、美咲町（旧中央町地区）鏡野町（旧上斎原村と旧富村を除く）、勝央町、奈義町 ※他の市町村の方でもご相談に応じます。
- ⑬ 理容サービス（原則月4回実施します）
- ⑭ 行政手続の援助
- ⑮ その他必要なサービス

3. 利用料金

(1) 別紙の利用者負担説明書、日常生活費説明書及び利用料金表のとおりとなります。

(2) 支払方法

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払い方法は、口座振込、口座振替（中国銀行またはゆうちょ銀行）のみとなります。利用開始時にお選びください。

(3) 領収書

- ・領収書は、口座振込および口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封してお送り

します。

- ・確定申告時に一部が医療費控除の対象となりますので、紛失しないように保管しておいて下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会
原則として8時30分～20時となっておりますが、18時以降の面会については職員の指示に従ってください。面会時には受付窓口に備え付けの面会簿にご記入の上、職員に届け出てください。
- ・外出
原則として自由ですが、予め所定の用紙にて届け出てください。
- ・飲酒・喫煙
飲酒は施設が提供する以外、原則として禁酒となっております。喫煙については、定められた場所以外禁煙となっております。
- ・火気の取扱い
禁止となっております。
- ・設備・備品の利用
施設内の設備・備品は自由に使用してもよろしいが、予め職員に届け出た上で、職員の指示に従って使用してください。
- ・所持品・備品等の持ち込み
衣類・生活用品（身の回りの物）等は持参してください。個人用のテレビ、ラジオ、電気毛布等の電気製品については別途相談に応じます。
- ・金銭・貴重品の管理
原則として金銭・貴重品の管理・保管は施設で行っていませんので、利用者等で管理してください。できる限り貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。
なお、やむを得ない場合はご相談ください。
- ・宗教活動
ご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込み
ご遠慮ください。

5. 非常災害対策

非常災害等の発生に関する具体的な計画及び定期的な訓練を行うとともに、災害発生時に備えて関係機関との連携方法等の整備を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報装置、防火用水、避難階段、非常口、誘導灯、誘導標識
- ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（内1回は夜間想定訓練）
- ・利用者を含めた総合避難訓練 年1回
- ・非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

6. 事故発生時の対応及び防止

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。また、採った措置については記録をします。施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼

します。その際には、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び利用者に係る居宅介護支援事業所並びに関係市町村、また保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

また、事故再発を防ぐために事故の原因を分析し、改善策を職員に周知徹底します。ヒヤリ・ハット事例の記録を行い、事故対策委員会を中心に事故防止の対策を行います。

7. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合と医師・施設管理者が判断した場合は、ご家族へ説明をし、同意を頂いた上で身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身体的拘束等の理由、方法、時間、身体状況等を記録し、解除に向けて継続的な検討を行います。

8. 高齢者虐待防止

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための委員会の開催とその結果の周知徹底

(2) 従業者に対する継続的な研修を実施

(3) 高齢者虐待防止に関する指針を整備と定期的な見直し

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 (1) から (4) の措置を適切に実施するための担当者（委員長）を置きます

3 当施設は、サービスの提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. 感染症対策等

医師、看護職員、感染症対策委員会等を中心に他職種協働にて施設内における感染症及び食中毒等の発生を防止するよう努めます。万が一感染症等が発生した場合は、手順に従って関係機関との連携の上、迅速に対応します。

また、感染症等の蔓延防止の為ご利用者への面会を一時的にお断りさせていただく場合があります。

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0868-31-7111）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所前に備えつけられた「ご意見箱（つぶやき）」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

【その他の相談窓口】

- ・岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課 / 岡山市北区桑田町 17-5 / TEL086-223-8811
- ・津山市役所 高齢介護課 / 津山市山北 520 / TEL0868-32-2070
- ・鏡野町役場 総合福祉課 / 鏡野町竹田 660 / TEL0868-54-2986
- ・美咲町役場 長寿しあわせ課 / 美咲町原田 1735 / TEL0868-66-1115
- ・奈義町役場 こども・長寿課 / 奈義町豊沢 306-1 / TEL0868-36-6700

・勝央町役場 健康福祉部 / 勝央町平 242-1 / TEL0868-38-7102

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設津山ナーシングホーム

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用者負担説明書

1. 短期入所療養介護の基本料金

①短期入所療養介護費

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって、利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

なお、2割負担および3割負担の方は、下記の加算等にそれぞれ2または3を乗じた額となります。

短期入所療養介護費（I）

㊦介護老人保健施設 短期入所療養介護費（i）<従来型個室>【基本型】

・要介護1	753円
・要介護2	801円
・要介護3	864円
・要介護4	918円
・要介護5	971円

㊧介護老人保健施設 短期入所療養介護費（ii）<従来型個室>【在宅強化型】

・要介護1	819円
・要介護2	893円
・要介護3	958円
・要介護4	1,017円
・要介護5	1,074円

㊨介護老人保健施設 短期入所療養介護費（iii）<多床室>【基本型】

・要介護1	830円
・要介護2	880円
・要介護3	944円
・要介護4	997円
・要介護5	1,052円

㊩介護老人保健施設 短期入所療養介護費（iv）<多床室>【在宅強化型】

・要介護1	902円
・要介護2	979円
・要介護3	1,044円
・要介護4	1,103円
・要介護5	1,161円

②在宅復帰・在宅療養支援の算定式を満たした上で、地域における貢献活動を行うなど、一定の基準を満たした場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）51円（日額）を算定します。

③入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき184円加算されます。

④夜勤職員配置加算 24円（日額）

⑤個別リハビリテーション実施加算 240円（日額）

①居宅サービス計画において計画がなされていない場合であって、介護者が疾病にかかるなどやむを得ない理由により緊急的に短期入所を受け入れた場合に7日（やむを得ない場合は1

- 4日間)を限度として算定します。 緊急短期入所受入加算 90円(日額)
- ⑦利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。 緊急時治療管理 518円(日額)
- ⑧施設内で提供する食事について、療養食を提供した場合は23円(日額)の加算がかかります。
- ⑨認知症専門棟において認知症ケアを行った場合には、1日につき認知症ケア加算76円が加算されます。
- ⑩日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる利用者が一定の割合を占める場合に、専門的な認知症ケアや研修の実施を行った場合に算定されます。
- 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円(日額)
認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円(日額)
- ⑪若年性認知症利用者受入加算 120円(日額)
- ⑫利用者(要介護状態区分4又は5の者に限る。)であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合には、所定の加算が算定されます。
- 重度療養管理加算 120円(日額)
- ⑬身体拘束廃止(防止)について、必要な措置を講じていないと認められた場合は、所定の単位数から減算となります。 身体拘束廃止未実施減算 -10%
- ⑭高齢者への虐待発見および再発防止についての措置を講じていなかった場合は、所定単位数から減算となります。 高齢者虐待防止措置未実施減算 -1%
- ⑮感染症や災害の発生時において、入所者へのサービスを継続させるための業務継続計画が策定できていなかった場合、所定単位数から減算となります。
- 業務継続計画未実施減算 -3%
- ⑯入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に算定します。
- 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100円(月額)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円(月額)
- ⑰サービス提供体制強化加算として下記のいずれかを算定します。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円(日額)
(介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上、または勤続10年以上が35%以上)
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円(日額)
(介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上)
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円(日額)
(介護福祉士が50%以上、又は常勤職員75%以上、又は勤続年数7年以上が30%以上)
- ⑱介護職員処遇改善加算として下記のいずれかを算定します。
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×75/1000に相当する単位数(月額)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×71/1000に相当する単位数(月額)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×54/1000に相当する単位数(月額)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数×44/1000に相当する単位数(月額)

2. 介護予防短期入所療養介護の基本料金

①介護予防短期入所療養介護費

(介護保険制度では、認定による程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

下記の(Ⅰ)または(Ⅳ)のいずれかの費用を算定します。

介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）

⑦介護老人保健施設	介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>【基本型】	
・要支援1		579円
・要支援2		726円
⑧介護老人保健施設	介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）<従来型個室>【在宅強化型】	
・要支援1		632円
・要支援2		778円
⑨介護老人保健施設	介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）<多床室>【基本型】	
・要支援1		613円
・要支援2		774円
⑩介護老人保健施設	介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）<多床室>【在宅強化型】	
・要支援1		672円
・要支援2		834円

②在宅復帰・在宅療養支援の算定式を満たした上で、地域における貢献活動を行うなど、一定の基準を満たした場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51円（日額）を算定します。

③入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき184円加算されます。

④夜勤職員配置加算 24円（日額）

⑤個別リハビリテーション実施加算 240円（日額）

⑥利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
緊急時治療管理 518円（日額）

⑦施設内で提供する食事について、療養食を提供した場合は8円（日額）の加算がかかります。

⑧日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる利用者が一定の割合を占める場合に、専門的な認知症ケアや研修の実施を行った場合に算定されます。

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円（日額）

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4円（日額）

⑨若年性認知症利用者受入加算 120円（日額）

⑩入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に算定します。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100円（月額）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円（月額）

⑩サービス提供体制強化加算（下記のいずれかを算定）

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円（日額）
（介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上、10年以上の介護福祉士が35%以上）

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円（日額）
（介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上）

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6円（日額）
（介護福祉士が50%以上、常勤職員75%以上、勤続年数7年以上が30%以上）

⑪介護職員等処遇改善加算として下記のいずれかの加算を算定します。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数×75/1000に相当する単位数（月額）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数×71/1000に相当する単位数（月額）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数×54/1000に相当する単位数（月額）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数×44/1000に相当する単位数（月額）

3. その他の料金（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 共通）

①食費／1日 1,730円（朝食370円/昼食680円/夕食680円）

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

②滞在費（療養室の利用料）／日額

- ・従来型個室 1, 728円
- ・多床室 437円

※ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

③日常生活品費（別紙5のとおり） 実 費

④美容代 実 費

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑤私物の洗濯代 600円／回

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑥電気代 77円／日（税込）

個人の希望でテレビ、電気毛布等を持ち込まれる場合にお支払いいただきます。

電気製品を何台持ち込まれても同料金です。

⑦文書作成料 3,300円／通（税込）

各種証明書、診断書等の作成を依頼された場合にお支払いいただきます。

⑧施設利用料領収書の再発行につきましては、1枚につき110円（税込）いただきます。

介護老人保健施設 津山ナーシングホーム
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 津山ナーシングホーム
・開所年月日	平成8年11月1日
・所在地	岡山県津山市野介代1656-1
・電話番号	0868-31-7111
・ファックス番号	0868-31-1780

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、通所リハビリテーションにおいては、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の維持向上に図ることを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設津山ナーシングホームの運営方針]

- 1、当施設の従業者は、要介護者等（介護予防にあつては要支援者）が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2、従業員は、利用者の要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の軽減もしくは要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定しリハビリテーションを計画的に行う。
- 3、リハビリテーションの実施にあつては、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(4) 施設の職員体制

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に直接関わる職員

- | | |
|------|----|
| ・管理者 | 1人 |
|------|----|

- ・ 医師 1人以上
- ・ 看護師または介護員 3人以上
- ・ 理学療法士または作業療法士 0. 4人以上

(5) 通所定員20名(通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの合計数)

(6) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 毎週月曜日から金曜日まで営業します。
(但し、国民の祝日、12月29日～1月3日は休業します。)
- ② 営業時間 8時30分～17時30分
- ③ サービス提供時間帯 9時30分～16時

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案、作成、交付、実施
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます)。
昼食 12時～
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 介護
- ⑤ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑥ リハビリテーション実施計画の作成、実施
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理
- ⑨ 送迎サービス
ご家族での送迎が困難な場合、次の市についてはご希望によりご家庭から施設への送迎サービスを行います。津山市(旧津山市地区、旧勝北町地区)
※上記地域以外の方にもご相談に応じます。
- ⑩ 行政手続の援助
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

- (1) 別紙の利用者負担説明書、日常生活費説明書及び利用料金表のとおりとなります。
- (2) 支払方法
 - ・ 毎月10日に、前月分の請求書を発行します。
 - ・ お支払い方法は、口座振込、口座振替(中国銀行またはゆうちょ銀行)のみとなります。利用開始時にお選びください。
- (3) 領収書
 - ・ 領収書は、口座振込および口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封してお送りします。
 - ・ 確定申告時に一部が医療費控除の対象となりますので、紛失しないように保管しておいて下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内

容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会
面会は自由ですが、面会時には受付窓口に備え付けの面会簿にご記入の上、職員に届け出てください。
- ・飲酒・喫煙
飲酒は施設が提供する以外、原則として禁酒となっています。喫煙については、定められた場所以外禁煙となっております。
- ・火気の取扱い
禁止となっています。
- ・設備・備品の利用
施設内の設備・備品は自由に使用してもよろしいが、予め職員に届け出た上で、職員の指示に従って使用してください。
- ・金銭・貴重品の管理
原則として金銭・貴重品の管理・保管は施設で行っていませんので、ご利用者等で管理してください。できる限り貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。
なお、やむを得ない場合はご相談ください。
- ・宗教活動
ご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込み
ご遠慮ください。

5. 非常災害対策

非常災害等の発生に関する具体的な計画及び定期的な訓練を行うとともに、災害発生時に備えて関係機関との連携方法等の整備を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報装置、防火用水、避難階段、非常口、誘導灯、誘導標識
- ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（内1回は夜間想定訓練）
- ・利用者を含めた総合避難訓練 年1回
- ・非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

6. 事故発生時の対応及び防止

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

また、採った措置については記録をします。施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。その際には、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び利用者に係る居宅介護支援事業所並びに関係市町村、また保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡をします。

また、事故再発を防ぐために事故の原因を分析し、改善策を職員に周知徹底します。ヒヤリ・ハット事例の記録を行い、事故対策委員会を中心に事故防止の対策を行います。

7. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合と施設管理者が判断した場合は、ご家族へ説明をし、同意を頂いた上で身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身体的拘束等の理由、方法、時間、身体状況等を記録し、解除に向けて継続的な検討を行います。

8. 高齢者虐待防止

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための委員会の開催とその結果の周知徹底

(2) 従業者に対する継続的な研修を実施

(3) 高齢者虐待防止に関する指針を整備と定期的な見直し

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 (1) から (4) の措置を適切に実施するための担当者 (委員長) を置きます

3 当施設は、サービスの提供中に、当該施設従業者または養護者 (利用者の家族等高齢者を養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. 感染症対策等

医師、看護職員、感染症対策委員会等を中心に他職種協働にて施設内における感染症及び食中毒等の発生を防止するよう努めます。万が一感染症等が発生した場合は、手順に従って関係機関との連携の上、迅速に対応します。

また、感染症等の蔓延防止の為ご利用者への面会を一時的にお断りさせていただく場合があります。

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0868-31-7111)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所に備えつけられた「ご意見箱 (つぶやき)」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

【その他の相談窓口】

・津山市役所 高齢介護課	津山市山北 520	0868-32-2070
・岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課	岡山市北区桑田町 17-5	086-223-8867

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設津山ナーシングホーム

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者負担説明書

2割負担および3割負担の方は、下記の加算等にそれぞれ2または3を乗じた額となります。

1. 通所リハビリテーションの基本料金

① 通所リハビリテーション費（日額）

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[6時間以上7時間未満] ※当事業所の基本的なサービス時間

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
-------	------

・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

- ② 通所リハビリテーション計画上入浴介助（一般浴槽、特別浴槽）を行うこととなっている場合は、上記通所リハビリテーション費に1回につき40円加算されます。
- ③ リハビリテーションにかかる施設送迎サービス費については上記通所リハビリテーション費に含まれますが、事業所が送迎を行わない場合は、片道47円の減算となります。
- ④ 医師、理学療法士、作業療法士、その他職種が共同してリハビリテーションの質を管理した場合は次の加算が算定されます。（※）
- | | |
|------------------------|----------|
| イ リハビリテーションマネジメント加算（イ） | |
| （同意日から起算して6月以内） | 560円（月額） |
| （同意日から起算して6月超） | 240円（月額） |
| ロ リハビリテーションマネジメント加算（ロ） | |
| （同意日から起算して6月以内） | 593円（月額） |
| （同意日から起算して6月超） | 273円（月額） |
| ハ リハビリテーションマネジメント加算（ハ） | |
| （同意日から起算して6月以内） | 793円（月額） |
| （同意日から起算して6月超） | 473円（月額） |
- ⑤ 医師がリハビリテーションの計画書を説明した場合は、1月につき270単位が加算されます。
- ⑥ 退院（退所）日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを集中的に実施した場合は、下記の加算を算定します。
- | | |
|----------------------------|------------|
| 短期集中リハビリテーション実施加算 | 110円（日額） |
| イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I） | 240円（日額） |
| ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II） | 1,920円（月額） |
- ⑦ 中重度者の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを提供した場合に算定されます。
- | | |
|------------|---------|
| 中重度者ケア体制加算 | 20円（日額） |
|------------|---------|
- ⑧ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、下記の加算が算定されます。
- | | |
|---------------------|------------|
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | 1,250円（月額） |
|---------------------|------------|
- ただし、6月を超えて引き続き利用を継続した場合には、終了月の翌月から6月以内の期間に限り15/100に相当する単位数が減算となります。
- ⑨ 若年性認知症利用者受入加算 60円（日額）
- ⑩ 栄養改善サービスを3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定の加算を算定します。
- | | |
|--------|---------|
| 栄養改善加算 | 200円（回） |
|--------|---------|
- ⑪ 管理栄養士、看護師、介護職員等が共同して栄養アセスメントを実施した場合は、栄養アセスメント加算50円（月額）を算定します。（※）
- ⑫ 利用開始時および6か月ごとに栄養状態の確認を行い、情報を支援専門員に提供した場合に、1回につき所定の加算を算定します。
- | | |
|--------------------|--------|
| 口腔・栄養スクリーニング加算（I） | 20円（回） |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（II） | 5円（回） |
- ⑬ 口腔機能向上のサービスを行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定の加算を算定します。
- | | |
|---------------|---------|
| 口腔機能向上加算（I）イ | 155円（回） |
| 口腔機能向上加算（II）ロ | 160円（回） |

- ⑭ 要介護3、要介護4または要介護5の利用者に対して、計画的な医学管理を行った場合に算定されます。
 重度療養管理加算 100円
- ⑮ 医療機関退院後に通所リハビリテーションを利用する場合であって、医療機関と通所リハビリテーション事業所が、当該者の状況について共有し、共同で指導等を行い、内容を通所リハビリテーション計画に反映した場合に、1回に限り算定します。
 退院時共同指導加算 600円(回)
- ⑯ 利用者にリハビリテーションを行い、改善が認められた結果、通所介護事業所への移行等を支援した場合、評価対象期間について所定単位数を算定します。
 移行支援加算 12円(日)
- ⑰ 厚生労働省が提供する介護に関する情報を活用しながらサービスを提供し、かつ、当該情報を厚生労働省に提供した場合に算定します。(※)
- ⑱ 感染症や災害の発生時において、入所者へのサービスを継続させるための業務継続計画が策定できていなかった場合、所定単位数から減算となります。
 業務継続計画未実施減算 -3%
- ⑲ 厚生労働省が提供する介護に関する情報を活用しながらサービスを提供し、かつ、当該情報を厚生労働省に提供した場合に算定します。(※)
 科学的介護推進体制加算 40円(月額)
- ⑳ サービス提供体制強化加算(下記のいずれかを算定)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円(日額)
(介護福祉士の占める割合が70%以上、または、10年以上の介護福祉士が25%以上)
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円(日額)
(介護福祉士の占める割合が50%以上)
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円(日額)
(介護福祉士の占める割合が40%以上、または、7年以上の介護福祉士が30%以上)
- ㉑ 介護職員等処遇改善加算として、下記のいずれかを算定します。
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×86/1000に相当する単位数(月額)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×83/1000に相当する単位数(月額)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×66/1000に相当する単位数(月額)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数×53/1000に相当する単位数(月額)

(※) 令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。名称は「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)です。

2. 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

2割負担および3割負担の方は、下記の加算等にそれぞれ2または3を乗じた額となります。

- ① 介護予防通所リハビリテーション費(月額) *利用日が属する月から12月以内
- ・要支援1 2,268円
 - ・要支援2 4,228円

利用日が属する月から12月を超えて利用する場合は、1月につき下記の減算となります。
 *ただし、一定の要件を満たした場合は減算となりません。

- ・要支援1 -120円
- ・要支援2 -240円

※介護予防通所リハビリテーション計画上入浴介助を行うこととなっている場合、その費用は上記介護予防通所リハビリテーション費に含まれます。

※介護予防通所リハビリテーションにかかる施設送迎サービス費については上記介護予防通所リハビリテーション費に含まれます。

- ② 医療機関退院後に通所リハビリテーションを利用する場合であって、医療機関と通所リハビリテーション事業所が、当該者の状況について共有し、共同で指導等を行い、内容を通所リハビリテーション計画に反映した場合に、1回に限り算定します。

退院時共同指導加算 600円(回)

- ③ 栄養改善サービスを提供した場合は150円(月額)が加算されます。

- ④ 利用開始時および6か月ごとに栄養状態の確認を行い、情報を支援専門員に提供した場合に、1回につき所定の加算を算定します。

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20円(回)

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5円(回)

- ⑤ 管理栄養士、看護師、介護職員等が共同して栄養アセスメントを実施した場合は、栄養アセスメント加算50円(月額)を算定します。

- ⑥ 口腔機能向上のサービスを行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定の加算を算定します。

口腔機能向上加算(Ⅰ) 150円(回)

口腔機能向上加算(Ⅱ) 160円(回)

- ⑦ 厚生労働省が提供する介護に関する情報を活用しながらサービスを提供し、かつ、当該情報を厚生労働省に提供した場合に算定します。

科学的介護推進体制加算 40円(月額)

- ⑧ 感染症や災害の発生時において、入所者へのサービスを継続させるための業務継続計画が策定できていなかった場合、所定単数から減算となります。

業務継続計画未実施減算 -3%

- ⑨ サービス提供体制強化加算(下記のいずれかを算定)

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(介護福祉士の占める割合が70%以上、または、10年以上の介護福祉士が25%以上)

要支援1 88円(月額)

要支援2 176円(月額)

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

(介護福祉士の占める割合が50%以上)

要支援1 72円(月額)

要支援2 144円(月額)

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(介護福祉士の占める割合が40%以上、または、7年以上の介護福祉士が30%以上)

要支援1 24円(月額)

要支援2 48円(月額)

- ⑩ 介護職員等処遇改善加算として、下記のいずれかを算定します。

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×86/1000に相当する単位数(月額)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×83/1000に相当する単位数(月額)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×66/1000に相当する単位数(月額)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数×53/1000に相当する単位数(月額)

3. その他の料金(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション共通)

- ① 食費 680円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

- ② 日常生活品費 実費

通常施設での日常生活に必要な消耗品費等は施設の負担となりますが、それ以外の個人の嗜好に基づくものについて施設が提供した場合は、その実費をお支払いいただきます。

- ③ おむつ代 実 費
- ④ 実施区域以外の送迎費／片道 10km毎に220円追加（税込）
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。その場合、区域境界からの距離に応じた料金をお支払いいただきます。
- ⑤ 文書作成料 3,300円／通（税込）
各種証明書、診断書等の作成を依頼された場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 施設利用料領収書の再発行につきましては、1枚につき110円（税込）いただきます。

〈別紙1〉

日常生活品について

○＝利用者負担(個人で準備してください) ×＝施設負担

品 目	入 所	短 期 (予防含)	通 所 (予防含)
洗面用品 (歯ブラシ・歯磨き粉・ 義歯保管ケース・義歯安定剤等)	○	○	△
個人用のティッシュ (箱ティッシュ・ウエットティッシュ等)	○	○	—
オムツ・紙パンツ類	×	×	○
その他の嗜好品	○	○	○

※その他、特別な物品（愛用のシャンプーやリンス、個人専用のエプロン、化粧品、個人用の趣味活動品等）をご希望の方はご持参ください。

※定期的な準備が困難な場合は、特別な物品を除いて、施設が実費で提供することもできます。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設津山ナーシングホームでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔施設内部での利用目的〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・協力医療機関等との定期的な急変時の対応等に関する確認業務
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

個人情報保護に対する基本方針

1、基本方針

社会福祉法人日本原荘は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言します。

2、個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3、安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4、個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受け致します。

担当者 個人情報相談窓口 (支援相談員)

TEL 0868-31-7111

5、苦情の処理

当法人は個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

津山ナーシングホームの入所までの流れ



初回ご利用の相談



施設の概要を説明し、利用される方の病状や生活の様子、ご家族の意向等を聞き取ります。介護老人保健施設の利用が適切だと思われる方には申込み書類をお渡しします。以下の場合については他施設を紹介する場合があります。

- 医療機関での治療継続が必要（発熱が続いている、食事が摂れない、定期的な注射や検査が必要など）
- 病状は安定しているが、ご本人に必要な医療行為、医療管理が当施設では十分にできない場合。
- 現状でも在宅介護が十分可能と判断される場合。

申し込みの受付

利用希望調査票と介護保険証のコピーを提出してください。



待 機

時期等によって、待機者数は増減します。
入所目的（在宅復帰やリハビリの必要性）や本人および家族の状況等により優先順位を決定します。
定期的に待機中の状況を確認しますが、他施設入所が決まった場合などはご連絡ください。

診療情報提供書の提出

訪問面接の前には診療情報提供書作成の依頼をします。かかりつけの医療機関で作成してください。

面 接

ご自宅や入院先の病院、利用中の介護保険事業所へ訪問し、病状や生活の様子などを聞き取ります。

入所判定会議

提出していただいた書類と面接の内容を踏まえ、施設医師等様々な職種で「入所判定会議」を行います。病状は安定しているが、ご本人様に必要な医療行為や医療管理が十分に実施できない場合にはご利用をお断りする場合もあるので、ご了承ください。

入所待機状態

入所判定会議で、「入所可」の判定の方は入所待機者として順番待ちの状態になります。（ベッドの空きがあれば速やかに利用できます）

入所契約

ベッドの空きができ次第、入所についての具体的な相談をします。事前に契約書の説明をいたします。（郵送の場合もあり）

☆ご利用開始となります。